参考

老認発 0802 第１号
老高発 0802 第１号
老老発 0802 第２号
令和６年８月２日
一部改正：老認発 1015 第２号
老高発 1015 第２号
老老発 1015 第２号
令和８年 10 月 15 日

各都道府県　介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高齢者支援課長
老人保健課長
（公印省略）

介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく
介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る
実施上の留意事項について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 31 号）による改正後の介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 44 の２において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとされており、また、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること等とされており、令和６年４月１日より施行されている。

これらの制度に係る実施上の留意事項について、下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

第１　制度の趣旨

2040 年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、３年に１度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

このため、介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設することとしたものである。

第２　介護サービス事業者からの報告の実施方法

（１）報告の対象となる介護サービス事業者

法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、介護保険法施行規則（平成 10 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。）第 140 条の 62 の２の２の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。

①　当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が 100 万円以下である者

②　災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

（２）報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位に行うものとするが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

（３）報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、以下に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について報告を行うこととする。

① 訪問介護
② 訪問入浴介護
③ 訪問看護
④ 訪問リハビリテーション
⑤ 通所介護、通所リハビリテーション
⑥ 短期入所生活介護
⑦ 短期入所療養介護（則第 14 条第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）
⑧ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
⑨ 福祉用具貸与
⑩ 特定福祉用具販売
⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑫ 夜間対応型訪問介護
⑬ 地域密着型通所介護
⑭ 認知症対応型通所介護
⑮ 小規模多機能型居宅介護
⑯ 認知症対応型共同生活介護
⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
⑱ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑲ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
⑳ 居宅介護支援
㉑ 介護福祉施設サービス
㉒ 介護保健施設サービス
㉓ 介護医療院サービス
㉔ 介護予防訪問入浴介護
㉕ 介護予防訪問看護
㉖ 介護予防訪問リハビリテーション
㉗ 介護予防通所リハビリテーション
㉘ 介護予防短期入所生活介護
㉙ 介護予防短期入所療養介護（則第 22 条の 14 第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）
㉚ 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
㉛ 介護予防福祉用具貸与
㉜ 特定介護予防福祉用具販売

㉝　介護予防認知症対応型通所介護
㉞　介護予防小規模多機能型居宅介護
㉟　介護予防認知症対応型共同生活介護

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護のうち、法第 71 条第１項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第１項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第 72 条第１項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第 115 条の 11 において準用する法第 71 条第１項本文及び第 72 条第１項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第 53 条第１項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して１年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、この限りでない。

（４）報告の対象とするサービス

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙１の４（３）～（10）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（５）介護サービス事業者が報告する内容

法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づき、介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容は、別紙１に掲げる事項とする。

（６）介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第 140 条の 62 の２の４において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）

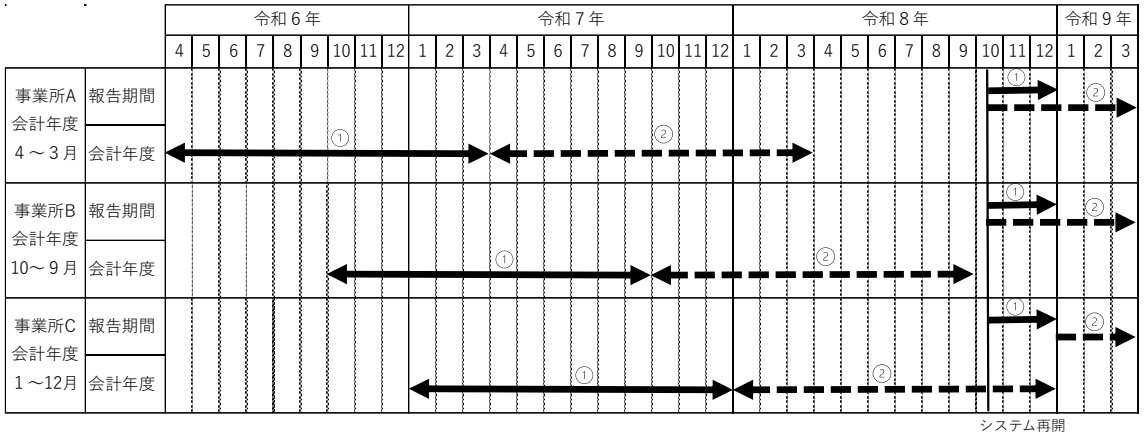
により行うものとする。

（７）報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第 140 条 62 の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとされているが、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

| 対象となる経営情報 | 報告期限 |
|---|---|
| ① 令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告 | 令和８年 12 月 31 日 |
| ② 令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告 | 令和９年３月 31 日 |
| ③ 令和９年１月以降に会計年度が終了する報告 | 会計年度終了後３月以内 |

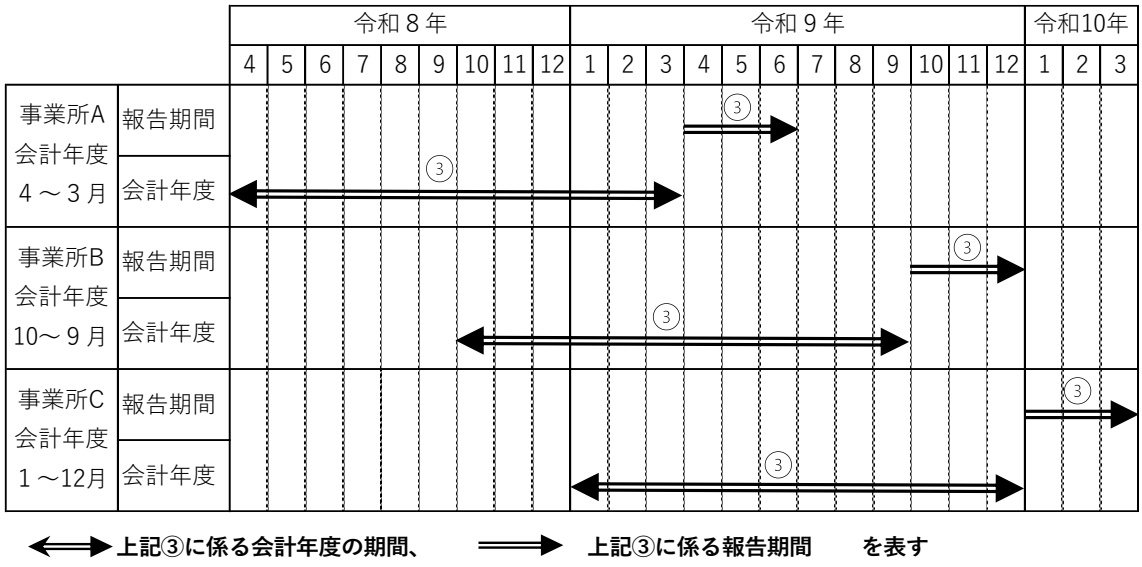
（参考１）令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告及び令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告の取扱い




◀▶ 上記①に係る会計年度の期間、 ▶ 上記①に係る報告期間

◀ ▶ 上記②に係る会計年度の期間、 ▶ 上記②に係る報告期間 を表す

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）




第３　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供

法第 115 条の 44 の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおいてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。

このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができることとされているところ、介護サービス事業者が介護サービス事業者経営情報データベースシステムを通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。

第４　都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表

介護サービス事業者経営情報等については、第３のとおり、厚生労働大臣がデータベースを整備することとした上で、厚生労働省において各都道府県の区域内に所在する事業者の情報を毎年度分析し、グルーピングして公表する。

法第 115 条の 44 の２第１項において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の活動の状況等について、介護サービス事業者から報告された情報により分析し、その内容を公表するよう努めるものとされているところ、この努力義務の履行

に当たっては、都道府県知事は厚生労働省等が提供する情報を活用されたい。

第５　経営情報等の取扱い

　都道府県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこと。